

第145回
青森県都市計画審議会
議事録

令和2年12月23日（水）

日 時：令和2年12月23日（水） 午後1時30分から

場 所：青森県庁西棟8階大会議室

出席者：会長 馬渡 龍
委員 高樋 忍
委員 古戸 睦子
委員 藤林 吉明
委員 今 一憲
委員 内田 幸雄（代理：吉田 勉）
委員 梅野 修一（代理：一戸 欣也）
委員 亀山 秀一（代理：伊藤 誠）
委員 村井 紀之（代理：工藤 仁志）
委員 森内 之保留
委員 熊谷 雄一
委員 石戸 秀雄

以上12名出席

議 事

議案第1号 浪岡都市計画区域の変更（青森県決定）について

議案第2号 浪岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（青森県決定）
について

議案第3号 東北及び上北都市計画区域の変更（青森県決定）について

議案第4号 東北及び上北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
（青森県決定）について

議案第5号 東北及び上北都市計画道路の変更（青森県決定）について

議案第6号 七戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（青森県決定）
について

議案第7号 むつ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（青森県決定）
について

議案第8号 むつ都市計画道路の変更（青森県決定）について

【司会】

それでは定刻になりましたので、ただいまから第145回青森県都市計画審議会を開会いたします。私は今日、司会を務めます県庁都市計画課の都市計画・景観グループの對馬と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、最初に、今日開会一時半となっておりますが、先にお送りした資料の次第で、時間に間違いがありました。そこについては大変申し訳ありません。お詫び申し上げます。

本日は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓を開けるなど換気しながらの開催となります。会場が寒くなることも考えられますので、必要に応じて上着等の着用される等、ご理解ご協力のほど宜しくお願いします。また、後ほどご発言の際にはその都度マイクの消毒を行いますので、あらかじめご了承ください。

それでは、今回、第一号委員の任期満了に伴う改選と、第二号委員の方の人事異動がございましたので、委員の皆様をご紹介します。

まず、第一号委員は、学識経験を有する皆様でございます。

八戸工業高等専門学校産業システム工学科准教授の馬渡龍様でございます。

公益社団法人青森観光コンベンション協会の高樋忍様でございます。

一般社団法人青森県建築士会の古戸睦子様でございます。

公益社団法人青森県宅地建物取引業協会の藤林吉明様でございます。

公募委員の今一憲様でございます。

そして本日はご都合により欠席されておりますが、弘前大学大学院理工学研究科助教の堀内一穂様にご就任いただいております。

続きまして、第二号委員の関係行政機関の皆様でございます。

東北農政局長の内田幸雄様でございます。本日は代理として吉田勉様がお出席されております。

東北地方整備局長の梅野修一様でございます。本日は代理として一戸欣也様がお出席されております。

東北運輸局長の亀山秀一様でございます。本日は代理として伊藤誠様がお出席されております。

青森県警察本部長の村井紀之様でございます。本日は代理として工藤仁志様がお出席されております。

続きまして、第三号委員は市町村長を代表する方でございます。本日はご欠席でございますが、青森県市長会会長の小野寺晃彦様にご就任いただいております。

続きまして第四号委員は県議会議員の方でございます。

森内之保留様でございます。

熊谷雄一様でございます。

本日お見えになっておりませんが、岡元行人様にご就任いただいております。

続きまして第五号委員は、市町村の議会の議長を代表する方でございます。青森県町村議会議長会会長の石戸秀雄様でございます。

なお本日の委員の皆さまの出席状況でございますが、委員15名のうち現時点で12名の方がご出席となっております。全員の2分の1以上がの委員の方が出席されておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、本審議会の庶務に従事する幹事を紹介いたします。

青森県県土整備部都市計画課の古川幸博課長です。

青森県県土整備部建築住宅課駒井裕民課長です。

続きまして、お配りしております資料の方の確認をいたします。

まず、机の上にお配りしている資料としましては、表紙が青色の議案第一号から第八号までのパワーポイントを印刷した資料、そして青森県附属機関に関する条例の資料、青森県都市計画審議会の規則、そして、先日郵送で送りしました資料の一部について訂正がありまして、その訂正となっている資料です。

議案5の東北・上北都市計画道路の変更について、9ページに一部誤りがありました。このため、9ページ及び裏面の10ページについて、差し替えのA3判の両面の資料をお配りしております。大変申し訳ございませんでした。お手数おかけして大変恐縮ですが、議案5については、お配りした資料をご覧ください。

そして、事前に送りした資料としましては、本日の審議会の次第委員の名簿、そして本日の席図、次に議案書とA3判横の参考資料、更には個別の議題の議案1から8の参考資料というものになっております、それぞれ不足などございましたら事務局までお申し付け下さい。大丈夫でしょうか。

それでは、よろしければ続きまして次第の1、組織会についてとなります。今回は第一号委員の改選後初めての審議会等でございますので、改めて会長を選任することとなります。本日お配りした青森県附属機関に関する条例をご覧ください。

条例第四条におきまして、審議会の会長は、別表第二の選定方法により選任することとなっております、最後のページの別表第二において、第一号委員の学識経験を有する者として委嘱された委員から選出するという事となっております。そこで会長を選任にあたりまして、委員の皆様から自薦他薦がございましたら挙手の上お願いします。

森内委員をお願いします。

【森内委員】

事務局では案はありますか。

【司会】

ただいま、森内委員から事務局の案についてご発言がございましたが、事務局から案がございましたらお願いします。

【古川幹事】

事務局と致しましては、第1号委員6名中4名が再任されており、前会長の馬渡委員も再任されていることから、引き続き、馬渡龍委員に会長をお願いしたいと考えております。

【司会】

はい分かりました。ただいま、古川幹事のほうから、八戸工業高等専門学校の馬渡龍委員のご推薦がありました。他に自薦他薦等ございますでしょうか。推薦等がなければ、古川幹事推薦のとおり、馬渡委員に会長をお願いしたいと存じますが委員の皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

【司会】

ありがとうございます。それでは、各委員のご賛同を得ましたので、馬渡委員に会長をお願いしたいと存じますが馬渡委員よろしいでしょうか。

【馬渡会長】

了解しました。

【司会】

ありがとうございます。それではよろしく申し上げます。それでは、馬渡委員におかれましては、会長にご就任いただきましたので、大変お手数ではございますが会長席への移動をお願いいたします。

(馬渡会長が会長席へ移動)

【司会】

それでは、早速でございますが、大変恐縮ですが馬渡会長から一言ご挨拶をお願いいたします。

【馬渡会長】

青森県都市計画審議会の会長を務めさせていただきます八戸工業高等専門学校の馬渡と申します。前回に引き続き会長を務めさせていただきます。コロナ

こういう状況になりまして都市計画がどのように変わるのかというふうに思ったのですが、人の生活は大きく変わっているのでしょうか、都市計画の場合はやはり20年とか30年とかはもっと長い年月をかけて考えていかなければいけないということで、広く長い視野で考えていくことになるのだろうかというふうに思っております。

今日は、通常の審議会であれば個別の道路の規格の見直しや都市計画区域の変更といったような事案ですが、丁度都市計画マスタープランの改定時期にあたるということで、各市町村の都市計画マスタープランが上がってきておまして、通常より長丁場になるかと思っておりますのでどうぞ皆さんご審議の方よろしく願いいたします。

一応今日五時までということなのですが、途中で休憩を入れた方がいいでしょうかね。

【事務局】

場合によっては途中で入れていただければ助かります。

【馬渡会長】

では、一時間半ぐらいを目途に一度、休憩を入れて再開していくようなかたちで進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。それでは座ってお話しをさせていただきたいと思っております。

【司会】

ありがとうございました。続きまして、会長の職務代理者の決定でございます。お手元の青森県附属機関に関する条例の資料をご覧ください。2ページ目の第四条第五項におきまして、会長欠席の場合の職務代理者について会長が指名することとなっております。それでは馬渡会長よろしく願います。

【馬渡会長】

はい。わかりました。職務代理者の指定ということでございますので、前回の会長代理であった堀内委員が再任されておりますので本日は欠席しておりますが堀内委員をお願いしたいと思っております。

【司会】

どうもありがとうございました。なお堀内委員は本日欠席でございますが、会長代理のご就任につきましては、あらかじめ会長代理就任の可能性についてはお話ししており、指名があった場合はご承諾いただけるということを事務局では確認しております。

それでは、このあと議事に入ることとなりますが、その前に、本日の会議の議事録作成にあたっては、県の行政経営課で推進しておりますA I 議事録のシステムを活用することとしております。

A I 議事録システムは、マイクのご発言をA I が認識しまして、議事録の素案を作成することとなります。つきましては、後ほどご質問等ご発言の際にはマイクを渡しますので、事務局あてお知らせいただくようお願いいたします。

それでは、県の付属機関に関する条例第六条の規定によりまして、会長が会議の議長となりますので、馬渡議長議事の進行等よろしくをお願いいたします。

【馬渡会長】

はい。それでは規定によりまして議長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。最初に慣例によりまして、私から議事録署名の委員2人を指名させていただきたいと思っております。高樋委員と石戸委員をお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

【両委員】

はい。

【馬渡会長】

ありがとうございます。よろしく申し上げます。それでは議案の審議に入っていきたいと思っております。

まず、議案第一号浪岡都市計画区域の変更(青森県決定)及び議案第二号浪岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(青森県決定)について、関連する議案となってくるということですので事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

はい、年末のお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。都市計画課 都市計画・景観グループマネージャーの関といいます。よろしく申し上げます。議案の説明の方は、私の方からすることとさせていただきたいと思っております。またコロナ感染防止用のスクリーンがあるんですけど、高さがちょっと足りなくて申し訳ないですけども、座って説明させていただきます。

本日はご覧の8件について説明いたします。今年度はちょうど定期見直しの時期に重なっておりまして、ご審議いただきます議案が多くなっていますが、よろしく申し上げます。それではさっそく私の方から説明をいたします、

議案第1号「浪岡都市計画区域の変更(青森県決定)」について、と、第2号の「浪岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(青森県決定)」については関連する議案となっておりますので続けて説明させていただきます。お

手元の資料のうち議案書は1ページ、参考資料は1ページになります。なお、本日私の説明はこのパワーポイントを使ってスクリーンで上映して説明いたしますが、お手元の青色の資料とスクリーンの内容は同じ内容となっておりますので、見やすい方をご覧くださいと思います。

それではまず、浪岡都市計画区域の変更についてです。浪岡都市計画区域は昭和50年3月に区域が決定され、これまで区域の拡大や縮小はありませんでした。現在青森市の一部と藤崎町の一部を範囲とした2市町にまたがる広域都市計画区域となっております。これが現在の浪岡都市計画図となっております。

少々見づらいですが、青い線で囲まれているところが浪岡都市計画区域の範囲となります。色が付いている部分が浪岡の用途地域となっております。区域の大半は青森市となっておりますが、この赤色の部分の一部が藤崎町となっております。

今回この区域から藤崎町の区域8.4ヘクタールを除き、浪岡都市計画区域を青森市のみの区域に変更する予定です。これに伴い区域の面積は7,744ヘクタールとなります。

続いて、変更するに至った理由、経緯ですが、浪岡都市計画区域は先程言いましたように昭和50年に区域が指定され、当初は、旧浪岡町の一部のみを区域としておりました。

平成17年3月には旧藤崎町と旧常盤村が合併し、新しい藤崎町が誕生し、続く4月には旧青森市と旧浪岡町が合併し、新しい青森市が誕生しこの時点では浪岡都市計画区域は、青森市の一部のみを区域としていましたが、その後、平成19年9月に青森市と合併した旧浪岡町の一部が、旧常盤村との関連が深い地域だったことから藤崎町に編入されることとなりました。その結果、浪岡都市計画区域には青森市の一部と藤崎町の一部の区域とする広域都市計画となりました。

そのため、藤崎町には旧藤崎町が含まれていた弘前広域都市計画区域の線引き都市計画と浪岡都市計画区域の非線引き都市計画区域、それから旧常盤村の都市計画区域外が存在することになりました。

藤崎町では同じ町内に異なる複数の都市計画区域が存在し、特に浪岡都市計画区域周辺では、土地利用上の格差が生じるなど、まちづくりを進める上での支障があるとし、浪岡都市計画区域から除外して欲しいとの申し出が藤崎町よりありました。

県ではこれを受け、都市計画基礎調査の結果を基に検討した結果、範囲が限られており、周辺に与える影響も極めて小さく、土地利用の状況、自然的条件、社会的、経済的な区域の一体性等から総合的に、旧常盤村とのつながりが深いこの地域が、浪岡都市計画区域から除外されることが適当であると判断いたしました。

具体的に、除外する区域の詳細を説明いたします。

除外する区域は大きく2つのエリアに分かれております。北側の区域は藤崎町の北端、県道常海橋銀線沿いの青森市と板柳町に隣接した区域であり、南側の区域は国道7号と奥羽本線の間区域となっています。除外する区域は大きくまとめたものではなく、複数の区域が点在したものとなっております。

これが北部のほうの区域の詳細となります。ここが県道常海橋銀線の北端の2カ所となります。オレンジ色で1番2番というところです。

これが現況写真となっておりまして、画面上の赤線で囲まれた所ですけども、今回除外しようとする区域で、黄色い線で見づらいですけど、これが町の境界線となります。右側のほうが青森市、真ん中が藤崎町、左側は板柳町となっており、区域につきましては合わせて1ヘクタールほどとなります。

続いて南側区域の詳細です。国道7号から奥羽本線までの比較的広い範囲7カ所点在于ております。最も広いもので約4.4ヘクタール、全部で7.4ヘクタールとなります。

これが現況写真となります。住宅用地や農地となっており、区画ごとに比較的まとめたものにはなっております。青森市と藤崎町の境界に沿って現在藤崎町であるこれらの区域を除外し、浪岡都市計画単独の都市計画区域することで今後のまちづくりが円滑に進むことが期待されております。

以上で浪岡都市計画区域の変更についての説明を、簡単ではございましたが、一旦ここで終わらせていただきます。

続けて、議案第2号、「浪岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（青森県決定）」について説明いたします。具体的な説明に入る前に都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について簡単に説明させていただきます。

整備、開発及び保全の方針は「区域マスタープラン」とも呼ばれており、平成12年の都市計画法の改正により新設されたものとなっております。

全ての都市計画区域で定めることとなっており、県では平成16年に県内24の都市計画区域全てにおいて決定しております。国の都市計画運用指針では整備、開発及び保全の方針はおおむね20年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の基本的な方向を定めるものとされ、用途地域や道路や土地区画整理事業など、具体の都市計画を実施する上で土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業などの方向性を示すものとなっております。

そのため、この決定により土地に具体的な規制がかかるとか具体的な道路の整備を行うといったものではなく、用途地域や都市施設などの都市計画を決定する際の指針となるものとなっております。

この整備、開発及び保全の方針において何を定めるかですが、大きく3つあります。一つ目は都市計画の目標。いつまでどのような都市像とするのか、ということ。二つ目が区域区分の決定の有無。つまり市街化区域と市街化調整区域とに分けるか否かということ。三つ目が土地利用、都市施設、市街地開発事業などの主要な都市計画の決定の方針を定めることとなっております。

次に今回の見直し当たってどのような視点で行ったかです。今回は基本的に平成29年または30年に行いました都市計画基礎調査の結果をうけた定期見直しとなります。この見直しに当たり平成22年に策定しました青森県都市計画基本方針に基づき、本格的な人口減少時代の到来や少子高齢化の進展、地球規模での環境問題、財政的な制約の顕在化など社会情勢の変化を踏まえ、「コンパクトな都市づくりの推進」と「優良な農地や身近な自然緑地の保全」、この2つの視点で見直しを行っております。

本日の審議会で、お諮りする区域マスタープランはこの図の中で赤線で囲まれた4つの都市計画区域、浪岡、東北、七戸それからむつの4つになります。青線で囲まれた区域は次回以降お諮りしていただく予定のものとなっております。八戸の他、6つの都市計画区域となっております。整備、開発及び保全の方針の説明に関しては、時間も限られておりますので、都市計画の目標、区域区分の選択、主要な都市計画の決定の方針について概要を中心に説明させていただきます。

浪岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の説明に戻ります。議案書4ページ参考資料3ページとなります。またお手元のA4縦の右肩に参考1と書かれたものが各都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案となります。参考2と書かれているものがA3横のものについては右側が変更前、左側変更後の新旧対照となっております。朱書きの部分が今回変更する箇所となっております。

今回の変更は先ほどご説明いたしました区域が、青森市単独の都市計画区域となったことに伴う変更となります。主な変更点としましては対象区域が青森市のみになったことにより藤崎町に関する記述を修正いたしました。また目標年次を20年後の令和22年に改め、都市計画区域の基本理念を青森市の総合計画の文言を尊重するものに改めました。

藤崎町の区域が極めて小さく、藤崎町に言及した部分が少なかったことからそのほかの部分についてはほとんど変更ありません。

浪岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域マスタープランについて、もっと詳しく説明いたします。

まず都市計画の目標の基本項目として都市計画区域の範囲及び規模です。これは青森市の一部のみが区域の範囲となり、規模面積は7,744ヘクタールとなります。また目標年次は20年後の令和22年で都市づくりの基本理念は平成30年3月に策定しました青森市総合計画を尊重いたしまして、区域が有する豊かな歴史、自然環境や広域高速交通網や、津軽地方の都市との近接性を活かした津軽地方の玄関口としてふさわしい地区形成を進めるため、都市の効率を高めるコンパクトな拠点づくりと、拠点を接続する公共交通ネットワークを有機的に連携することにより、各地域の特色を活かしつつ、持続可能な都市

づくりを目指した「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市づくりとしました。

続いて都市づくりの目標についてです。これまでと変化はなく、3つあり、一つ目は「安心して、便利に暮らせる住環境と賑わいのあるコンパクトな都市づくり」とし、快適で安全な都市づくり、雪や災害に強い交通環境の形成などを図ることとしております。二つ目は「浪岡城跡や浪岡川などの歴史と自然をいかした魅力ある都市づくり」であり、農地や樹林地の保全区域固有の歴史や自然を生かした個性的で魅力ある都市環境の形成を図ることとしております。三つ目は「広域高速交通を活かした活力ある都市づくり」となっております。広域高速交通網を活かした産業振興や観光振興などを進めることとしております。また右の絵は目標に関する都市の目標となりますが、これについては、特に変更はありません。

それから市街化区域と市街化調整区域を分ける区域区分については、これまで同様に定めないこととしております。いわゆる非引き都市計画区域のままとなります。これは都市計画区域の人口は減少傾向にあり、工業について横ばい傾向にあるものの商業については減少傾向にあり、開発圧力もないことから急激に都市化が進む可能性は低いと考えられ、これまで同様、市街化区域と市街化調整区を分けず非線引き都市計画区域としたものです。

それから主要な都市計画の決定の方針についても、特に変更はございません。土地利用については商業・業務地での機能の充実強化、工業地では工業等の集積、住宅地では農業施設との調整、良好な住環境の保全を行うこととしております。また都市施設の整備については、都市計画道路では市街地内での交通円滑化、下水道では効率的な施設整備を行うこととし、市街地開発事業については、安全で快適な住環境のための地区計画制度等の活用をすることとしております。自然環境の整備、保全については、自然環境の保全、適切な整備を活用することとしております。

最後に手続き関係ですが、区域と区域マスの二つの変更について、住民説明会や案の縦覧を行いました。住民からの意見等は特にありませんでした。また青森市と藤崎町から意見のない旨の回答をもらっており、国土交通大臣の同意に必要な区域の変更については、事前協議において、異存なしの回答をいただいております。今後審議会で異存がないようございましたら、国土交通大臣の同意の手続きを行い、予定では3月上旬を目標に決定告示を行いと考えております。

以上で議案第1号及び第2号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【馬渡会長】

はい。ただいま説明のありました議案第1号及び議案第2号につきましてご質問ご意見等ございませんでしょうか。

はい。それでは一戸委員お願いいたします。

【一戸委員】

市町村行政界をあわせて見直しするというので、特に問題ないのかなと思っています。質問ですけれども、藤崎の方でなくてどちらかというと浪岡側ですけど、単純に除外ということで説明がありましたが、青森市さんの都市計画としてこちらのほうは将来的な話になるのでしょうか。

現在は2つの都市計画や2つのマスタープランがあるような形になっていますが、それはこのままの形で今後いかれるのでしょうか、それから、もし2つ持って行かれるのであればその理由を教えてくださいと思います。

【事務局】

確かに、現在、青森市の中には青森都市計画区域、これは線引き都市計画区域になっております。浪岡都市計画は、非引き都市計画区域この二つの都市計画区域が併存するような形であります。青森市の方といろいろと協議しておりますけれども、現在の段階においては、このままの状況で行く予定になっております。

理由としましては、青森都市計画区域と浪岡都市計画区域、一部では確かにくっついてはいるのですが、くっついている部分が山の部分のみで、特に、市街地部分がかなり隣接しているとかそういう状況ではないです。また線引き都市計画と非線引き都市計画区域ということもありますので、なかなか一緒にするのも時間を要するような状況ですので、しばらくは、このままの状況でいるものと思われま。

青森市のほうの都市計画の考え方が、今後、浪岡と青森の方を一緒にしたりということになれば、またあらためて国の方、整備局の方にも相談をしたり、いろいろとやっていきたいと考えておりますが、今現在はそういう状況ということをご理解いただければと思います。

【一戸委員】

説明分かりました。念押しで確認ですけれども、しばらくの間は、青森市における都市計画の考えは昔の行政界でスパッと分けて議論がされる考えが構築されるといふふうに理解してよろしいでしょうか。

【事務局】

そうですね。きっぱりと分けるってということではないかと思いますが、基本的には旧青森市と旧浪岡町のこの2つの都市計画を維持しながら、という

形になります。ただ、青森市で作っております立地適正化計画であるとかその他の都市計画については、ある程度は市全体で浪岡も含めた形で考えていただけるようですので、そこで調整をしながらやっていきたいと思います。一緒になる可能性があるのであればそれは一緒にしたいと思います。

【一戸委員】

はい。分かりました。

【馬渡会長】

はい。他にどなたかございませんでしょうか。

(なし)

【会長】

ないようですのでお諮りしたいと思います。議案第1号及び第2号については原案どおり決することよろしいでしょうか。

(異議なし)

【馬渡会長】

はい。ありがとうございます。それではご異議ないようですので、議案第1号及び2号については、原案どおり決定することとしたいと思います。

続きまして、議案第3号「東北及び上北都市計画区域の変更（青森県決定）」、議案第4号「東北及び上北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（青森県決定）」及び議案第5号「東北及び上北都市計画道路の変更（青森県決定）」について関連する議案となっておりますので、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、議案第3号「東北及び上北都市計画区域の変更（青森県決定）」について、議案第4号「東北及び上北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（青森県決定）」について、議案第5号「東北及び上北都市計画道路の変更（青森県決定）」についてご説明いたします。この3つについてはそれぞれ関連していますので続けて説明させていただきます。

それでは議案第3号「東北及び上北都市計画区域の変更について」から説明いたします。お手元の資料は議案書7ページ、参考資料は5ページとなります。

東北町では昭和56年に東北都市計画区域が平成5年に上北都市計画区域が指定され、それ以降大きな変更もなく、旧東北町と旧上北町それぞれの市街地を中心とした2つの都市計画区域が存在していました。平成17年に旧東北町と旧上北町が合併し、新たに東北町ができたことから今回の定期見直しに併せ、町と協議した結果、合併から十数年が経ち、1つの町としての意識も充分形成されていたこともあり、2つの都市計画区域を統合し1つの都市計画区域とすることとなりました。これにより今後は1つの都市計画区域とし一体的なまちづくりを行うことが期待されております。

これが現在の都市計画区域の範囲となります。青色の1点鎖線が町の境界となります。小川原湖も含めまして、東北町となっております。このうち赤い線で囲まれた部分が都市計画区域となりますが、北半分については、東北都市計画区域。下の部分については、上北都市計画区域となっております。それぞれがそれぞれの市街地を中心に都市計画が設定されております。

今回この部分の垣根を取り外し、東北、上北都市計画合わせて12,947ヘクタールの東北都市計画区域としたいと考えております。なお今回の変更は単純に2つの都市計画区域を統合するだけであり区域の拡大縮小等はありません。簡単でございますけども、区域の変更に関する説明は以上となります。

次に、「東北及び上北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（青森県決定）」について説明いたします。資料は議案書11ページ、参考資料7ページそしてA4縦の右肩に参考3と書いているもの、それから参考4とか書かれたA3横のものとなります。参考4は新旧対照表ですが左側は変更案、中央が旧東北都市計画区域、右側が旧上北都市計画区域のものとなっております。

今回の変更は、平成16年に策定されて以来2回目の変更となりますが、区域を統合したのものとしては初めてのものとなります。区域が統合されることに伴い、東北、上北の両都市計画区域ごとにあつた整備、開発及び保全の方針についてもひとつに統合し、新しい東北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針として編集し直しました。

あわせて平成30年度に行われました、概ね5年ごとの都市計画基礎調査の内容も反映させております。

主な変更点としましては、従来の東北と上北都市計画区域を合わせた表現とすることと、時点修正として事業等の整理等を行っております。

先ほどの浪岡都市計画と同様に概要を説明いたします。

まず都市計画の目標の基本計画として、都市計画区域の範囲と規模です。これは東北町の一部と区域と合わせて12,947ヘクタールとなります。また、目標年次は20年後の令和22年で、都市づくりの基本理念については、『定住環境をさらに高める、新たな活力を生み出す、みんなでともに働く』と平成28年3月に策定された東北町総合振興計画を尊重したのとなっております。

ます。その他のものにつきましては、従前の東北、上北区域マスタープランにあった記述をまとめた文章にすることを基本としており、内容に大きな変更はございません。

続いて都市づくりの目標となります。ここについては従前を踏襲するものではなく、町の総合振興計画にある将来像実現に向けた計画の体系、基本目標を尊重し、一つ目は「活力と交流あふれる産業の都市づくり」、市街地周辺の農業や小川原湖の水産業などを基盤とし、第二次、第三次産業との連携による活力ある産業の育成と発展を図るなどとし、二つ目は「きれいで安全安心な生活環境の都市づくり」であり、無秩序な市街化の抑制による農地等の保全や自然環境との調和した都市づくりなどを進めることとしております。また三つ目は「発展を支える生活基盤が整った都市づくり」とし、広域アクセスを確立し、住民の利便性向上や産業の発展を促進することとしております。

右の図の絵が目標とする都市像であり、市街地ゾーンと田園ゾーンなどを適正に配置することとしています。これにつきましては、従前あった2つを1つにただけで特に大きな変更はございません。

区域の人口は減少傾向にあり、今後も人口や産業が急激に拡大する可能性も低く、開発圧力も低いものであることから、区域区分についてはこれまで通り市街化区域と市街化調整区域を区分しない非線引き都市計画のままとしております。

参考までに右側の図が現在の都市計画となっております。上が旧東北町の地区、下が旧上北町の地区となっております。

続いて、主要な都市計画の決定の方針でございます。土地利用につきましては、乙供駅及び上北町駅周辺の既存商店街を商業地とし、乙供駅東側、上北町駅西南側の行政、文化施設の集積する地区を業務基地と位置づけ、機能の立地集積を進め、利便性の向上を図ることとしております。

また工業地につきましては、乙供周辺や既存工業団地などを工業地と位置づけ、周辺の自然環境と共生する工業地の形成を図るとしております。住宅地につきましては、乙供、上北町両駅の周辺の既成住宅地での狭隘道路の解消や、居住環境の改善を図るとともに、上北町駅東側などの新市街地での定住環境の向上を目指すこととしております。

都市施設の整備に関する方針ですが、道路などの都市施設については、中心市街地活性化や産業振興、住民の生活利便性向上のための雪に強い道路の整備を図り、乙供駅、上北町駅の交通結節機能の強化をし、公共交通機関の利便性を図ることとしております。

また、下水道施設については、他の都市基盤整備と整合を図りながら、効率的な整備を行うこととしております。

また、市街地開発事業に関する方針では、密集住宅地での安全で快適な住環境整備や、既存市街地での地区計画等を活用した計画的な道路等の整備を進めることとしております。

自然的環境の整備又は保全に関する方針では、まず、個性的な自然環境資源の保全と、活用にあたっては自然との共生や景観の維持など、自然環境への影響を配慮し、進めることとしております。

変更の経緯ですけれども、これまで2つの変更について、住民説明会や縦覧などを行いました。住民からの意見等は特にありませんでした。また、東北町からも特に意見のない旨の回答をもらっており、国に対する事前協議においても、異存ない旨の回答を得ております。今後、審議会の結果をもって、国土交通大臣の同意を得た後、3月上旬を目途に決定告示を行いたいと考えております。

以上で、東北、上北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の説明を終わります。

続きまして、議案第5号東北及び上北都市計画道路の変更について説明いたします。はじめに都市計画道路について簡単に説明いたします。

都市計画道路とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、つまり円滑な都市交通と良好な都市環境を形成するため、都市計画法に基づいて決定する道路のことです。都市計画道路に決定することにより、事前にそのルートを示すことができ、その決定された範囲では建築制限がかかるほか、事業認可を得ることで土地の収用が可能になるなど、道路の建設を円滑に進めることができるようになります。

この写真は県庁北側の道路となっていますけれども、都市計画道路が完成した場合にはこのようなイメージだと思っただけだと思います。

都市計画道路の決定に伴う建築制限について簡単に説明いたします。

この図は、建築制限のイメージを図にしたものです。この黒い線で書かれている部分が現在の道路の幅を示したもので、青い破線が都市計画道路の範囲を示すものとなります。建築制限を受けるのは、この黒い実線と青い線の間区域となります。この制限区域においては建築物を建てる場合には基本的には、2階以下、地下を有しない建築物で、比較的容易に移転できる木造等の建築物でなければ建築することができないこととなっております。

具体的な変更内容について説明いたします。お手元の資料のうち議案書13ページ、参考資料9ページとなりますが、今回につきましては先ほど別にお配りしたものをお使いいただければと思います。

今回の変更は、先程説明いたしました東北都市計画区域と上北都市計画区域が統合されることにより伴うもので、上北都市計画区域で決定されていた道路の名称が、東北都市計画道路と名称が変更となり、道路に付けられていた番号を調整いたしました。

具体的には、県の決定分としては五つの都市計画路線が変更の対象となります。まず1・3・1上北天間林線、上北自動車道のことですけれども、これについては番号が重複していませんでしたので、単に都市計画区域の名前が上北から東北に変わっただけとなります。

3・4・1木村花向町線、それから3・4・4駅前通線、3・4・5栄町旭町中央線、3・4・10南町中央線については、都市計画区域名が変わることとともに、旧東北都市計画区域の道路の後に連なることから、一連番号が一つずつ大きくなり、それぞれ3・4・2木村花向町線、3・4・5駅前通線、3・4・6栄町旭町中央線、3・4・11南町中央線となります。

ここで都市計画道路に付けられている番号について簡単に説明いたします。先ほど1・3・1上北天間林線の場合のように、3つの数字を組み合わせて番号を付けております。最初の数字は道路の区分を表し、2番目の数字は道路の規模を表しております。3番目の数字は同じ都市計画区域内での同種の道路が一連番号となります。

よって1・3・1とあった場合には、自動車専用道路で幅員が22メートル以上30メートル未満の都市計画区域内では一番目の道路ということになります。

話を戻しまして、今回変更となる道路の位置図となります。上が都市計画区域の範囲が示されていますけれども、図面上で色のついている路線が変更となります。ここにある3・4・2、3・4・5、3・4・6それから3・4・11、1・3・1というものが対象となります。これ以外のものについては、町決定のため、県の手続きとは別に、東北町で手続きを行うこととなります。

これらの都市計画道路の変更については、名称番号のみの変更であることから、都市計画法第21条第二項の政令に定める軽易な変更該当するため、案の縦覧や国土交通大臣の同意などは不要となりますので、この審議会でご審議いただいた後は、先程の区域の変更等の進捗に合わせ3月中旬ごろに決定告示を行う予定となっております。

以上で議案第3号から第5号までの東北都市計画区域に関する都市変更の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【馬渡会長】

ただいま説明のありました議案第3号4号5号につきまして、ご意見ご質問等はございませんでしょうか。

一戸委員お願いします。

【一戸委員】

先程と同じ質問ですけれども、合併して1つの町で2つの都市計画になってしまった場合、先ほどそれを分けて持つことの条件をお聞きしましたけど。今回

はそれを1つにするということですが、その対比といいますか、考え方の違いを教えてくださいました。

【事務局】

東北町の場合につきましては、旧東北町と旧上北町が同じ位の規模の町でありました。同様に、同じような都市計画を持っておりまして、例えば町全体で都市計画を考えた上で、1つの都市計画として考えた方が町としては、かなりまちづくりというものをやりやすい所もありまして、今回は町の方と協議した結果、一緒にしようということになっております。

また、今回は十数年経ってようやく処理することになったんですけども、実は10年くらい前にもそういう機会がありました。ただその頃はまだ合併して数年しか経ってないことから、住民そのものの感情としてまたそこまで一緒にやるような住民感情が形成されていないということで見送った経緯があります。

今回あらためて町と協議した結果、住民感情もかなり熟成されてきて、1つ町として何とかしたいという町の望みがありましたので、今回は一緒にすることとしました。

一方で、青森市のように同じく2つの都市計画区域を持っているんですけども、青森の場合は線引きと非線引きという2つの異なる都市計画だということ結構ハードルが高いこともあって、なかなか都市計画まで一緒にするというのは難しい状況にありましたが、今回の東北町につきましてはどちらもほとんど同規模で同じ非線引き都市計画だということで比較的スムーズに行うことができました。

【一戸委員】

はい。わかりました。

【馬渡会長】

はい。他にございませんでしょうか。

(なし)

【馬渡会長】

ご質問ご意見等ないようですのでお諮りしたいと思います。議案第3号、4号、5号については原案どおり決することについてご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

【馬渡会長】

はい。ありがとうございます。それではご異議ないようですので、議案第3号、4号、5号については原案どおり決定することといたします。

それでは次に議案第6号「七戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（青森県決定）」及び議案第7号「むつ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（青森県決定）」について、これらについても関連する議案ということになりますので事務局の方から説明をお願いいたします。

【事務局】

続きまして、議案第6号「七戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（青森県決定）」について説明いたします。同じような内容の変更のため、続けて議案第7号「むつ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（青森県決定）」についてもご説明いたします。

まず七戸都市計画区域についてですが、お手元の資料は議案書では17ページ、参考資料では11ページ、A4縦の参考5とA3横の参考6となります。

今回の変更は、平成16年に策定されて以来、2回目の変更となります。平成30年に実施しましたおおむね5年ごとに行われる都市計画基礎調査の内容を反映させたものとなっております。主な変更点としましては目標年次の変更と時点修正、事業等の変更となっております。区域マスタープランの概要を説明いたします。

まず、都市計画の目標の基本事項として、都市計画区域の範囲及び規模です。範囲は七戸町の一部、旧七戸町の一部を区域とする約7,545ヘクタールとなります。また目標年次は20年後の令和22年となります。都市づくりの基本理念は、『人・自然・文化を育む田園文化都市しちのへ』となり、長期総合計画を尊重したもので、これについては、特に変更はございません。

続いて、都市づくりの目標ですけれども、3つあります。これについては特に変更はありません。一つ目は、「人にやさしい住みたくなる都市づくり」とし、都市基盤を計画的に整備し、住環境の整備をすすめることにより快適で安全安心な暮らしを実現する都市づくりを進めること。二つ目は、「自然と共生する心豊かな都市づくり」であり、基幹産業である農業や歴史的資源、自然環境等を保全、活用をし、やすらぎのある都市づくりを進めることとしております。また三つ目は「発展する活力ある都市づくり」とし、農業、商工業、観光交流産業など多様な産業を連携し、高速交通体系を活用した新たな産業の可能性をいかした発展する活力ある都市づくりを進めることとしております。

右側の絵が目標とする市街地像であり、市街地ゾーンや田園ゾーンなどを適正に配置することとしております。

特に今回は、新幹線駅の周辺について、時点修正を行っております。また、区域の人口については減少傾向にあり、今後も人口や産業が拡大する可能性も低いものと考えられ、また開発圧力も低いものであることから、区域区分については、これまで同様、市街化区域と市街化調整区域を区分せず、非線引き都市計画のままとしております。

参考までにこれが現在の都市計画図となっております。旧七戸町の市街地を中心としたところ、それから新幹線駅を中心としたところに用途がかかっております。

続いて、主要な都市計画の決定の方針です。土地利用につきましては、既成市街地や七戸十和田駅周辺での商業・業務地の形成や良好な住環境の形成を図ることとしております。また都市施設の整備につきましては、七戸十和田駅を中心とした広域圏へのアクセス性の強化とともに、町内モビリティの強化などを図ることとしております。

また、市街地開発事業に関しましては、地区計画等を活用した計画的な市街地整備を進めることとし、自然的環境の整備又は保全に関しては、歴史的景観を活用したまちづくりや自然的環境の保全を図ることとしております。

変更の手続きですけれども、これまでに住民説明会や案の縦覧を行いました。住民の意見等は特にありませんでした。また七戸町から特に意見のない旨の回答をもらっており、今後審議会の結果をもって、3月上旬を目途に決定告示を行いたいと思っております。以上で、七戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の説明を終了いたします。

続きまして、議案第7号むつ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についてご説明いたします。お手元の資料は議案書21ページ、参考資料は13ページ、A4縦の参考7と書かれているものとA3横の参考8と書かれているものとなります。

まず、今回の変更は、七戸都市計画区域と同様平成16年策定されて以来、2回目の変更となり、平成30年に実施しました都市計画基礎調査の内容を反映させたものとなっております。主な変更点としましては、区域の規模が若干変わったことそれから目標年次、都市づくりの基本理念を総合計画に合わせております。それから時点修正等を行っております。

続いて都市計画の目標の基本方針と都市計画区域の範囲及び規模となります。範囲はむつ市の一部、旧むつ市と旧大畑町の一部を区域とする15,823ヘクタールとなります。面積に関しましては、埋立てが完了した区域がありましたので、約2ヘクタール増加しております。また目標年次は20年後の令和22年となり、都市づくりの基本理念は、『笑顔かがやく 希望のまち むつ』となり、平成29年3月に策定されたむつ市総合経営計画の基本理念を尊重したものとなっております。

続いて、都市づくりの目標ですが4つあります。これにつきましては特に変更はありません。一つ目は、「誰もが安心して暮らせる住みよい都市づくり」とし、生活利便性が高く、環境負荷の低減に配慮したコンパクトな都市の形成や誰にでもやさしい公共交通ネットワークの構築などを図ることとしております。二つ目は、「豊かな自然環境を保全し共生する都市づくり」であり、自然や農地の保全や身近な自然環境と共生する都市環境の形成を図ることとしております。また三つ目は、「地域資源を活かした活力ある都市づくり」とし、地場産業の育成や優良企業の誘致による地域雇用と定住人口の拡大、観光振興を支援する都市基盤の整備を行うこととしております。四つ目は「下北圏域の中心都市として機能充実と広域交通ネットワークの形成」とし、圏域全体を受益圏とする都市機能の維持、充実と広域交通ネットワークの核となる都市づくりを進めることとしております。

右側の絵が目標とする市街地像であり、市街地ゾーンや田園ゾーンなどを適正に配置することとしております。

むつ市につきましても、区域の人口は減少傾向にあり、今後も人口や産業が拡大する可能性も低いものと考えられます。また開発圧力の低いものであることから、区域区分については、これまで通りを市街化区域と市街化調整区域に区分せず、非線引き都市計画区域のままとなっております。

参考までに右の図が、現在の都市計画図となっております。緑色の部分が、旧むつ市の用途地域と旧大畑町の用途地域となっております。

続いて、主要な都市計画の決定の方針ですが、土地利用につきましては、道路整備等と連携し、商業、業務機能の強化、充実を進めるとともに、居住機能を複合させて定住人口の増加を図ることとしております。

また工業地での下北半島縦貫道路へのアクセスに配慮した工業機能配置の推進。住宅地では、快適な居住環境の形成を推進するとともに、適正な宅地開発の誘導と防災性の向上を図った秩序ある都市形成に努めることとしております。

また都市施設の整備では、下北半島縦貫道路と主要幹線を組み合わせた道路網体系の構築を図ることとしています。

そして、主要な市街地開発事業の決定方針では、市街地開発事業や地区計画等を活用することとしております。

自然的環境の整備又は保全では、自然環境の保全と活用を図ることにより、緑あふれる都市づくりを行うこととしております。その他の変更点としましては、今後予定している事業や既に完了した事業などを修正しております。

変更の手続きにつきましては、これまでの住民説明会や案の縦覧を行いました。住民からの意見は特にありませんでした。またむつ市から特に意見のな

い旨の回答をもらっており、今後、審議会の結果を持って、3月上旬を目途に決定告示を行いたいと考えております。

これで議案第6号、第7号について説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【馬渡会長】

はい。ただいま、説明のありました議案第6号及び7号につきましてご質問ご意見等はございませんでしょうか。

それではご質問ご意見等ないようですのでお諮りしたいと思います。議案6号及び7号については原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

【馬渡会長】

はい。ありがとうございます。それでは、6号、7号については原案通りということで決定したいと思います。最後です。議案第8号「むつ都市計画道路の変更（青森県決定）」について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

はい。それでは本日最後の議案となります。議案第8号「むつ都市計画道路の変更（青森県決定）」について説明いたします。お手元の資料は議案書23ページ、参考資料は15ページとなります。

今回変更する都市計画道路は1・5・1むつ横浜線でむつ市大字田名部字前田から横浜町字豊栄平までの延長約36.3キロメートルの道路で下北半島縦貫道路のむつ市側の部分となります。このうち、道の駅よこはま北側の約8.3キロが今回の変更対象となります。

むつ横浜線、下北半島縦貫道路は、交通障害の解消、地域間連携の強化、産業、観光分野の充実、発展を支援。救急医療ネットワークの向上、下北半島が抱える自然災害リスクへの対応のために計画されているところとなっております。

今回変更しようとする理由ですけれども、設計が進んだことにより、従来都市計画決定されていた線上に砂防指定地があったこと、既存農道などに対する離隔距離をとる必要があったこと、国道279号との交差部分について精査をしたこと等から、ルートの一部を若干東側に振ることとなりました。また、道路法面などの範囲も明確になったことから必要な範囲を追加しました。

画面上で黄色い部分が従来、決定されているルートで、赤い色が変更後のルートとなります。ご覧のようにこの部分に砂防指定地があり、農道や国道との関係で東側に振っています。

これが変更する部分の横断面図となります。現在、都市計画決定されている部分が真ん中で13.5mの車道部分になっております。今回、赤色の部分である道路法面などを追加し、道路建設に必要な部分全体を都市計画道路として決定することと考えております。

道路の計画概要ですけれども、延長は約36キロメートルのうち、今回の部分は約8キロです。車線は二車線、片側一車線。道路区分としては、第一種第三級、つまり地方部の自動車専用道路に当たります。設計速度は時速80キロとなっております。

都市計画対象事業としましては一般道路の改築扱いとなります。下の図が標準断面図となり、車道部分の幅が3.5m、路肩部分が2.5mで中央分離帯が1.5mで計13.5mの幅となります。これが総括図となります。1・5・1むつ横浜線の北側、むつ市側となります。1・5・1むつ横浜線は、田名部地区を起点として、横浜吹越インターチェンジまでの範囲となります。

赤色の部分が対象となる都市計画道路です。先ほどと少し色が違いますが、変更部分が青色となっています。この図では赤が現在の道路、それから青が変更部分となります。むつ市側の北半分については、今回変更はありません。

これがむつ横浜線の南側、横浜町側になります。横浜吹越インターチェンジまでの範囲で、今回変更する区間が青色の道の駅よこはまから北側の青い部分となります。

変更区間を南から順番に詳細に見ていきますと、道の駅よこはまの北側、横浜インターチェンジ予定地の北側から変更区域が始まります。

画面右側については、道路法面なども含めて決定するものとなっております。また、さらに北側の部分となりますが。この辺りにある桧木川砂防指定地を避けるため、ルートを変更しております。ここに砂防指定地がありますので、従来のものは横切る形になっています。これを避けるかたちで東側のほうに振ります。

これは変更する区間のほぼ真ん中部分です。ここは中心線とか若干変わっていますけれども、そこまで大きな変更はありません。単純に道路法面とかを追加した形となっております。

北側の部分に農道が脇を走っているわけですが、この間の距離を確保するために、ルートを変えます。

これが変更部分の北端部分になっています。国道279号との交差角の改善や既存農道との離隔を確保するため東側に最大80mほど移動することとなります。

変更の手続きについてですが、これまで住民説明会や縦覧などを行いました
が、住民からの意見は特にありませんでした。むつ市と横浜町から特に意見の
ない旨の回答をいただいております。国との事前協議においても異存なしの回答を
もらっております。今後は審議会の結果をもって、国土交通大臣の同意の手続き
を行い、3月上旬を目途に決定告示を行いたいと考えております。

それでは、議案第8号についての説明を終わらせていただきます。ご審議の
ほどよろしく願いいたします。

【馬渡会長】

はい。ただいま説明のありました議案第8号につきましてご意見、ご質問等
ございませんでしょうか。

はい。一戸委員お願いします。

【一戸委員】

砂防指定地のところの確認をさせて下さい。砂防指定地があるので、ルート
を変更したという説明でしたけど、既に堰堤のほうは施行済みで土砂災害等
による道路の安全性を確保されているという認識でよろしいでしょうか。

【事務局】

道路課整備推進グループの石澤と申します。堰堤のほうは既に設置済みとな
っております。今回は、砂防指定地よりも上流側に線形を振っておりますの
で、将来にわたりまして土砂が崩れたりする危険性がないものとして、今回の
ルートを決定しております。

【一戸委員】

分かりました。この図の上流側ですね。今のご説明であれば、道路部分等が
崩壊しないという確認をしたということですね。砂防指定地から外れて、河川
部分を横断する計画となっておりますので、将来にわたって道路は安定してい
るということがわかりました。

もう1点、同じような質問ですけど、上流の崩壊があった時に、おそらく橋
梁になっているみたいですけど、そこは通過できるということでしょうか。

【事務局】

はい。河川状況の方を確認して、橋梁を設置しておりますので、問題ありま
せん。

【一戸委員】

はい。分かりました。

【馬渡会長】

ありがとうございました。そのほかにどなたかございませんでしょうか。藤林委員お願いいたします。

【藤林委員】

素朴な質問ですが、今話が出ていた桧木川の砂防指定地のところですけども、こういった類似の件が今後、この延長線上にあるのでしょうか。また、この件は、後からわかったことなののでしょうか、それとも今後こういうのがまた予想されるということかお聞かせください。

【事務局】

今回の砂防指定地ですけども、ちょうど以前の計画が通過する箇所で、少し広がりを持った範囲で指定されております。砂防指定地の広がりをもって、区間から下流側にかけては、一定幅で指定されている状況でございます。

今回こちらの砂防指定地がわかる前は、一定幅で指定されているものとして、設計の進めておりました。下流側の方もそういった形で、橋がかかっている状況でした。今回あらためて橋の設計にあたって、砂防施設の管理者の方に確認したところ、広がりがあるということが分かりました。砂防指定地を避けるルートで施工することは困難ということが分かりましたので、今回ルートの変更をしております。

【藤林委員】

はい。わかりました。

【馬渡会長】

はい。そのほかにありませんか。森内委員お願いします。

【森内委員】

都市計画に対しては、別に反対ではありませんですが、ちょっとだけお聞きしたいことがあります。このルートっていうのは、何年か前に、大雪が降って車が通れなくなって何十時間も通行止めになったところで、先日、新潟においても、そういった事案が見受けられ、72時間あるいは1000台以上も車止まってしまったということがありましたけども、やはりこういった山間のとこ

ろで急に降ってしまうと、なかなか脱出することができない状況にあるというふうに思います。

質問の意図が少し違うかもしれませんが、そういったことを考えながら、計画をされていると思いますけど、わかっている範囲でそういう自体が生じたときに、どういう対応をするのかというシミュレーションしているのかを教えてください。

【事務局】

はい。道路課の方では、平成24年の豪雪災害を受けまして、毎年そういった自体が国道279号で起きた場合を想定しまして、訓練の方を行っております。

今回の下北半島縦貫道路につきましては、まず除雪対策の強化ということで、横浜インターチェンジの場所に防災除雪ステーションを現在作っており、除雪車を増強して、除雪体制を確保することとしております。

また災害が起きた場合には、災害対策本部として活用できるように整備しております。豪雪や吹雪に対応できるように下北半島縦貫道路においては自発光式の視線誘導標や高機能防雪柵を設置し、豪雪災害に強い道路というものを計画して進めております。

【森内委員】

やはり、シミュレーションするとは思いますが、そういった事例が今回もどうしても起こってしまった。むつだけではなく、新潟の方でも起こったということで、災害対策本部を作っても、なかなか解決できない場面が想定されるというふうに私は思っております。ですから、路肩を十分取るなど、助ける車が入れるような状況を作っていかなければならないということを申し述べさせていただきます。

【事務局】

おっしゃる通り平成二十年はなかなか路肩が十分取れてない国道279号上での立ち往生ということで、除雪が回らなかったという部分はありました。

今回の下北半島縦貫道路については、路肩2.5m確保しておりますので、除雪についてはだいぶしやすくなるのではないかなと思います。また平行している道路が2本できるのですが、片方を止めながら、除雪するといった対応が、今回こちらの道路ができることで可能になりますので、そういった面では特に問題はないのではないかと考えております。

【馬渡会長】

はい。ほかにどなたかご質問ご意見等ありますでしょうか。

ちなみに予定として、下北道路の開通はいつ頃になるのでしょうか。

【事務局】

まだ見通しは、申し上げることができない状況ですけども、今回の都市計画の変更区間以外では、むつ市内側のむつインターチェンジからむつ尻屋崎インターチェンジの位置の区間につきましては、令和4年度に開通させるという目標を宣言させていただいております。

それ以外については、事業の進捗がありますので、まだ何年というのは、申し上げることができません。

【馬渡会長】

ありがとうございます。他にご意見ご質問等ございませんでしょうか。ないようでしたら、ただいまの議案第8号について、原案通り決することについてご異議にございませんでしょうか。

(異議なし)

【馬渡会長】

はい。異議ないということですので、第8号については、原案どおり決することにしたいと思います。

これで本日の審議案件は終了いたしました。つきましては、青森県知事に対し原案のとおり議決された旨を答申することといたします。それでは、司会進行を事務局の方にお返ししたいと思います。

【司会】

それでは、皆様方にはご審議をいただきまして誠にありがとうございました。また、窓を開けた中でちょっと寒かったかもしれませんが、ご協力どうもありがとうございました。

これを持ちまして、第145回青森県都市計画審議会を閉会いたします。なお次回の審議会ですが、今年度はご審議いただく案件が少し多くなっておりまして、次は2月15日に青森市内のアピオあおもりで今年度2回目の審議会を開催する予定としております。正式には後日皆様に改めてお知らせ致します。年度末でお忙しいとは存じますが、ご予約の方に入れていただければ幸いです。

それでは本日はどうもありがとうございました。

この議事録が、審議の内容と相違ないものと認め、署名する。

議 長 _____

署 名 者 _____

署 名 者 _____